食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

（第269回）議事録

1．日時　令和7年10月22日（水）　14:00～14:43

2．場所　食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）
（Web会議システムを併用）

3．議事
（1）専門委員等の紹介
（2）専門調査会の運営等について
（3）座長の選出・座長代理の指名
（4）既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の食品健康影響評価について
（5）その他

4．出席者
（専門委員）
児玉座長、伊藤専門委員、小野専門委員、佐々木専門委員、柴田専門委員、
爲廣専門委員、中島専門委員、中村専門委員、藤原専門委員
（専門参考人）
山川専門参考人
（食品安全委員会）
山本委員長、頭金委員、祖父江委員
（事務局）
前間事務局次長、古田評価第二課長、渕岡評価情報分析官、
飯塚課長補佐、岩瀬評価専門職、山口係長、今村技術参与、坂本技術参与

5．配布資料
資料1-1　食品安全委員会専門調査会運営規程
資料1-2　食品安全委員会における調査審議方法等について
資料1-3　「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に係る確認書について
資料2　既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の食

品健康影響評価について

6. 議事内容

○渕岡評価情報分析官　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第269回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

私は事務局の渕岡と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はWeb会議システムを併用した形で公開で開催しております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

食品安全委員会の専門調査会は、令和7年10月1日付で専門委員の改正が行われております。

本日が改選後最初の会合となりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶を申し上げます。

○山本委員長　皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本です。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に令和7年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループについては委員長が指名することになっており、先生方を遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、応用生物化学、植物代謝、微生物学、食品化学等の分野が御専門の計11名の専門委員で構成されており、遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価を担当していただいております。

具体的には、リスク管理者から食品衛生法に基づき遺伝子組換え食品、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物、また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、遺伝子組換え飼料、遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料添加物等の安全性評価に関する評価要請を受けまして、これまで約390品目について評価を行ってきたところです。

これから本専門調査会において御審議いただくに当たって最も重要な点を申し上げたいと思います。食品安全委員会は、食品の安全性確保において、国民の健康が最も重要であるという基本的認識の下にリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことが求められており、この社会的要請が最も優先されることでございます。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

なお、専門調査会の審議につきましては、企業の知的財産等が開示されることにより、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合などを除き、原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセスや意義を理解いただけ、情報の共有にも資するものと考えております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○渕岡評価情報分析官　ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料を確認いたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに資料が4点ございます。資料1-1「食品安全委員会専門調査会運営規程」、資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」、資料1-3「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」、資料2「既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の食品健康影響評価について」です。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。不足等があれば事務局までお申し出ください。

それでは、議事に入ります。

議事の（1）の「専門委員等の紹介」でございます。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。

遺伝子組換え食品等専門調査会は11名の専門委員から構成されております。

私のほうから名簿の順番でお名前の紹介をさせていただきます。

伊藤政博専門委員。

小野竜一専門委員。

古園さおり専門委員は所用により本日御欠席です。

児玉浩明専門委員。

佐々木伸大専門委員。

柴田識人専門委員。

爲廣紀正専門委員。

中島春紫専門委員。

中村亮介専門委員。

藤原すみれ専門委員。

百瀬愛佳専門委員、所用により本日御欠席です。

また、専門参考人として、東京大学大学院の山川隆特任教授に御出席いただきます。

食品安全委員会からは頭金委員、祖父江委員に御出席いただいております。

最後に事務局の紹介をいたします。

事務局次長の前間、評価第二課長の古田、課長補佐の飯塚、評価専門職の岩瀬、係長の山口、技術参与の今村、同じく技術参与の坂本、最後に私、評価情報分析官の渕岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（2）「専門調査会の運営等について」です。

お手元の資料1-1及び1-2を御覧ください。

要点のみ簡潔に説明いたします。

最初に資料1-1ですが、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」を御覧ください。

第2条に所掌事務に関することなどが規定されています。

当専門調査会の所掌事務については、最後のページに別表で遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することとされています。

戻りまして、第2条の第3項で専門調査会に座長を置き、委員の互選によって選任すること、同条第4項で座長が会議の事務を掌理することとされています。また、同条第5項では、座長に事故があるときに備えて、座長があらかじめ座長代理を指名することとされています。

次に資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」を御覧ください。

2の（1）で委員会等における調査審議等への参加についてありまして、一定の要件に該当する委員は審議に参加できないことを定めています。具体的には、委員等が申請企業などから一定以上の報酬を受けている場合や、特定企業の役員等に就任していた場合などがその要件となります。④の調査審議対象品目の申請資料等の作成に協力した場合もこれに含まれますので、御注意いただければと思います。

また、次のページの（2）の規定にありますが、それに基づきまして、ただいま説明いたしました要件への該当性の有無を記載した確認書の提出をいただいております。（3）のとおり、この確認書の内容について、1の要件に該当することとなったと思われる場合には、速やかに確認書の提出をお願いいたします。

説明は以上でございますが、質問などはございますでしょうか。

それでは、ただいま御説明した内容について御理解、御留意の上、専門委員としてお務めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に議事（3）の「座長の選出・座長代理の指名」に進ませていただきます。

まずは、座長の選出をお願いしたいと思います。座長につきましては、ただいま説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項に「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。専門委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。

中島専門委員、お願いいたします。

○中島専門委員　座長としては、植物、微生物、海外状況、それから、過去の経緯等につ

いて幅広い御見識をお持ちで、かつ審議の進め方等に定評のあります前回まで調査会の座長を務めていただいた児玉先生に引き続きお願いできれば最高かと思いまして、推薦させていただきます。

以上でございます。

○渕岡評価情報分析官　ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

先ほど挙手をしていただいていたと思われますが、佐々木専門委員、お願いできますでしょうか。

○佐々木専門委員　大阪公立大学の佐々木でございます。

私も、今、中島先生からもありましたように、これまでの経緯等をよく御存じの千葉大学の児玉先生に座長をお願いするのがよいかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○渕岡評価情報分析官　佐々木専門委員、ありがとうございました。

ただいま、中島専門委員と佐々木専門委員から児玉専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございますでしょうか。御賛同いただけます場合は、拍手または青色の同意カードを御提示いただければと思います。

（同意の意思表示あり）

○渕岡評価情報分析官　ありがとうございました。

それでは、皆さんの御賛同をいただけましたので、児玉専門委員に座長をお願いしたいと思います。

児玉専門委員は座長席への御移動をお願いいたします。

それでは、児玉座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○児玉座長　ただいま御推薦を承りまして座長を拝命しました児玉です。

多くの先生方は前回から引き続きということで、ありがとうございました。

遺伝子組換え食品ですけれども、開発して上市されてから30年近くたちます。現在行われている健康影響評価指針ですけれども、その頃から使われている指針を最近バージョンアップしたというような状態になっておりますが、新しい技術がどんどん開発されておりまして、新しい遺伝子組換え食品というものも今後出てくることが予想されております。

ですので、この調査会としては、これまでの指針に基づいて評価を行うのは当然でございますけれども、そういった新しい技術に対応してサイエンスベースで今後もリスクアセスメントを行っていきたいと思っておりますので、柔軟に対応していきたいと考えております。委員の先生方には活発な御議論いただいて、柔軟に対応していただけるように心からお願いする次第でございます。どうぞ今後、2年間ですけれども、よろしくお願いいたします。

○渕岡評価情報分析官　ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項に「座長に事故があるときは、

当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行は児玉座長にお願いいたします。

○児玉座長　それでは、議事の進行を引き継がせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私から座長代理として、前期からお願いしております佐々木専門委員に引き続き座長代理をお願いしたく、指名したいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方、同意等の表示をお願いいたします。

（同意の意思表示あり）

○児玉座長　ありがとうございます。

それでは、佐々木専門委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○佐々木専門委員　座長代理を拝命いたしました大阪公立大学の佐々木でございます。

前期から引き続きということになりますけれども、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○児玉座長　それでは、ありがとうございました。座長代理、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議論に入る前に山川専門参考人をお呼びしたいと思いますので、少しの間休憩したいと思います。2時20分からでよろしいでしょうか。

では、2時20分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

（休　　憩）

○児玉座長　それでは、続きまして議事の（4）に入りたいと思います。「既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の食品健康影響評価について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○飯塚課長補佐　事務局でございます。

それでは、既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の食品健康影響評価について御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

1.経緯の（1）になりますが、遺伝子組換え植物は付与される形質によって、①の導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響はなく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの、②導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進または阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与されるもの、③導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系における一部の代謝産物が利用され、既存品種が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの、それぞれに分類されまして、食品としての食品健康影響評価を行っております。

また、食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種につきましては、これら親系統に付与される形質を①から③に分類いたしまして食品健康影響評価を行っております。

このうち、①×②の掛け合わせ品種の取扱いにつきましては、平成29年11月に開催の第167回の専門調査会におきまして、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方に基づく運用を開始してから、その時点におきまして10年以上の年月を経過していること、これまで複数事例の評価を終了し、いずれにおいても掛け合わせによる意図せざる影響は認められていないこと、米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドにおいては掛け合わせ品種について改めて評価を行っていないことなどから、①×②の掛け合わせ品種の安全性評価の簡素化について審議が行われました。

その審議の結果、今後、①×②の掛け合わせ品種につきましては、資料2の30ページの2.、(1)にございますけれども、ア. 安全性確認において検討が必要とされる基本的事項、イ. 遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項、ウ. 遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項、エ. 既存品種との差異に関する事項について安全性を確認することで、簡素化した食品健康影響評価を行うこととされ、引き続き過去の①×①の掛け合わせ品種の取扱いと同様に、専門調査会での審議ではなく、食品安全委員会での審議とすることも含め、段階的に検討していくこととされたという経緯がございます。

なお、①×①の掛け合わせ品種につきましては、厚生労働科学研究における研究結果によりますと、安定な遺伝子組換え植物として育種された植物の後代交配種において外来遺伝子の塩基配列に突然変異が生じる確率は、もともとの植物が有していた遺伝子の塩基配列に突然変異が生じる確率と同等であることが示されております。すなわち、導入された外来遺伝子領域が変異の生じやすいホットスポットにはなっておらず、さらに交配によって外来遺伝子領域がホットスポット化することはないことが示されております。

さらに、後代交配種において導入した遺伝子に変異が生じることによって起こるイベントとして遺伝子が破壊されて発現がなくなるケースが認められており、導入した外来遺伝子に変異が蓄積して毒性物質となるよりも発現した形質が消失するリスクのほうが高いということが示されております。

これらの事実から、食品としての安全性のリスクが高まるとは考えにくいことから、①×①の掛け合わせ品種においては、改めての安全性確認は不要となっております。

①×②の掛け合わせ品種はこのような簡素化した評価が行われてきましたが、さらに①×②の掛け合わせ品種の評価実績が積み重なりまして、いずれも掛け合わせによる意図せざる影響は認められていないということが確認されておりますので、さらなる評価の簡素化ができるのかどうかについて御議論をお願いしたいと思います。

○児玉座長　ありがとうございました。

現在、今御説明のあった4項目の内容を確認することで食品健康影響評価を行っておりますけれども、今回この確認を省略化できるかどうかについて議論をしたいと思います。

まず、最初のアの項目ですけれども、安全性確認において検討が必要とされる基本的事項についてです。この項目では、親系統に導入された遺伝子により新たに付与された形質を特定した上で、亜種レベル以上の交配でないこと。それから、摂取量、食用部位、加工法等に変更がないことを確認することになっております。交配によって得られるいわゆる後代交配種では代謝の変化が生じることもあり得ます。これはいろいろな品種と掛け合わせするということによるわけですけれども、そのような代謝の変化は非遺伝子組換え品種の後代交配種、つまりは従来の育種でも十分生じ得ます。

そこで、①の遺伝子組換え植物同士の掛け合わせにおいては、従来育種の範囲、すなわち自然交配をする同一種の範囲内なら改めての安全性の確認は不要というのが判断のベースとなっております。

一方、亜種間の交配によって得られた植物においては、安全性が確認された遺伝子組換え植物とはかなり異なる形態、異なる形質を発現する可能性があります。すなわち、安全性を確認した植物とは大きく異なった遺伝子組成と遺伝子発現プロファイルになる可能性が高く、安全性の確認を必要としています。また、亜種間の交配でないとしても、摂取量、食用部位、加工法等に変更がある植物については、安全性が確認された遺伝子組換え植物とは全く異なる形質を有することになったからこそ、摂取量、食用部位、加工法等に変更がなされるものと考えられまして、これもまた安全性を確認した植物とは大きく異なった遺伝子組成と遺伝子発現プロファイルになったためであると考えられます。

これらの2つの理由から、亜種レベルの交配による後代交配種もしくは摂取量、食用部位、加工法等に変更がある場合には、引き続き安全性の確認が必要と考えられます。一方で、亜種レベルの交配による後代交配種ではないケース、もしくは摂取量、食用部位、加工法に変更がない場合においては、改めての確認は不要と思われます。

この基本的な考え方ですけれども、この考え方についてはいかがでしょうか。専門委員の先生方からコメントをいただけたらと思います。

ここら辺の経緯についてはかなり古い時代の経緯も含まれておりますので、その頃の経緯も含めてお詳しい山川専門参考人、いかがでしょうか。コメントをいただけたらと思います。

○山川専門参考人　これは当時から亜種レベルではない、それから、食用部位などが変更ないというのであれば大丈夫であろうというのは言われております。それで、これまでもいろいろ事例がありまして、座長、すみません。これは①×①の話でしょうか。

○児玉座長　①×①及び①×②のこれまでのレビュー、審査の経緯を含めての話になろうかと思います。

○山川専門参考人　ですから、①×①は今説明があったとおりで、特に問題が起きたという報告はないわけでありまして、①×②のほうになりますと、今までこの10年近くの間に、10年ですかね、もうちょっとありますか。数件出てきまして、例えば高リシンのトウモロコシと害虫抵抗性のトウモロコシを掛け合わせた品種だとか、それから、高オレイン酸ダ

イズと除草剤耐性ダイズを掛け合わせた、あるいは除草剤耐性のアルファルファと低リグニンのアルファルファを掛け合わせたというようなのがありまして、いずれも問題なく、健康に悪影響はないということが分かっております。

したがって、こういうのがここまでにいろいろなパターンで数件出てきているので、特に問題はないように感じました。私が見ているのはそんなところです。

以上です。

○児玉座長　ありがとうございました。

それでは、続きましてイですけれども、遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項についてですが、導入遺伝子はゲノムに組み込まれておりまして、その安定性については、親系統の審査において少なくとも現在では3世代にわたって確認することということになっております。また、これまで導入遺伝子の安定性が喪失した事例は報告されていないことから、①×②の今後の評価において改めての確認は不要と考えますが、いかがでしょうか。専門委員の先生方からコメントをいただければと思います。

また、導入遺伝子の構造及びコピー数が仮に変化した場合には、これは審査した対象の植物とはかなり事情が異なることになりますので、安全性の確認が必要ということにはなっております。こちらについては、もしも今後そういうことが生じた場合には、そのような運用になるということが評価指針に書かれております。この点については変更はございません。

この導入遺伝子の安定性について、委員の先生からコメントをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらは植物の先生からコメントをいただきたいと思いますので、藤原先生、いかがでしょうか。

○藤原専門委員　御説明ありがとうございます。

導入遺伝子の構造及びコピー数が変化していないことが確認されているという条件つきとなっていますので、改めての確認は不要としても安全性上問題ないと考えます。

以上です。

○児玉座長　ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、何かコメントはございますでしょうか。

それでは、続きまして、ウ．遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項についてです。①の形質は植物の代謝には影響がないということが強く定義されています。ですので、植物の代謝系に影響しないことを親系統の審査時に確認しています。

②の形質については、植物の代謝系とどのように関わるかについては明確にされております。①の作用機作、つまり代謝系には影響しない導入遺伝子の作用機作から考えて、①の導入遺伝子産物が②において改変された代謝系に影響を及ぼすことはないと考えられ、実際にこれまで評価を行った①×②の掛け合わせにおいて②の表現型が変化した事例もございませんでした。

これらのことから、改めての確認は不要と考えますけれども、いかがでしょうか。専門委員の先生方からコメントをいただきたいと思います。

この点については、植物の代謝系の研究もされております佐々木専門委員からコメントをいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐々木専門委員　御説明ありがとうございます。

基本的に①は代謝系に影響しないということが明確にされていて、かつ②ではデザインしてDNAを入れて遺伝子組換えをして、その代謝経路がきちんと動いているというところが明確にされていますので、これらを交配したとした場合に、それで何かしらの相互作用が出るというのは非常に考えにくいかなと思います。もちろんその前提が崩れた場合は話が違うと思いますけれども、例えばコピー数がずれるとかということになると少し違ってくる可能性はありますが、そういったことがないということを確認されていれば、特に代謝経路に影響があるということは考えにくいと思います。

以上です。

○児玉座長　ありがとうございます。

それでは、続きましてエ．既存品種との差異に関する事項についてですけれども、親系統の審査時に導入遺伝子の安定性については確認しておりまして、後代交配種においても導入遺伝子を安定して発現するものと考えられます。したがって、②の導入遺伝子によってもたらされる既存品種との異なる形質については、①と②の掛け合わせ品種においても安定して維持されると考えられることから、改めての確認は不要と考えておりますが、いかがでしょうか。専門委員の先生方からコメントをいただけたらと思います。

この点についても代謝系の話なので、佐々木先生、いかがでしょうか。

○佐々木専門委員　結局、既に変化している構成成分がその後の掛け合わせでは変化が生じていないということを確認するということですので、有意な変化が生じていないことが確認されれば、特に安全性については問題ないかと思います。

以上です。

○児玉座長　実際にこれまで①×②については恐らく8例のレビューをした経験がこの委員会としてはございまして、実際に掛け合わせ品種において親系統との差異について変化が生じたという事例は観察されていないということになっております。

また、この①×②の掛け合わせによる意図せざる影響がないことを総合的に説明できることが重要かと思いますけれども、導入遺伝子が酵素をコードしている場合、その基質特異性については十分に議論しています。

①の除草剤耐性遺伝子の産物については、構成成分分析等から植物の代謝系に影響しないことを確認しています。

②の導入遺伝子産物及びその代謝物と相互作用するということについては、②の導入遺伝子の産物と除草剤耐性等の①の形質による代謝物との間で相互作用するということは十分にその作用機作が解明されておりますので、相互作用することはないと言えます。

一方、②の表現型は植物に新しい化合物の蓄積を誘導するものではないということですので、掛け合わせによる意図せざる影響は生じ得ないと考えます。

なお、植物に新しい化合物をもたらす導入遺伝子の場合は③に分類され、その掛け合わせによる後代交配種は評価対象となります。

こういったことで意図せざる影響がないということを説明できるのではないかと考えますけれども、委員の先生方からコメントをいただきたいと思いますが、山川先生、いかがでしょうか。

○山川専門参考人　今まで8例ありましたというのがありましたけれども、これも①×②も本来は多分大丈夫であろうというものを今まで例がないので念のためチェックしていきましょうとやってきたわけです。したがって、それが大丈夫だったということがここで分かってきたことなので、これは①×②も①×①と同じような省略した安全性の確認の仕方で十分安全性は担保できると考えられます。

以上です。

○児玉座長　ありがとうございます。

藤原先生、いかがでしょうか。

○藤原専門委員　御説明ありがとうございます。

①と②の後代交配種でも新しい化合物の蓄積を誘導しませんし、総合的に見て意図せざる影響が出るというのは考えにくいのかなと思います。新しい化合物をもたらす場合は、その後代交配種が評価対象になるとなっておりますので、問題ないかと思います。

以上です。

○児玉座長　ありがとうございました。

ほかの先生方からコメントがありましたら、よろしくお願いいたします。

柴田先生、どうぞ。

○柴田専門委員　確認させていただきたいのですけれども、アの部分で摂取量、食用部位、加工法に変更がないことというところ、これは念頭に置いているのが①も②も摂取量、食用部位、加工法が同じケースの場合であれば掛け合わせてもわざわざ確認することはないということだと思いますが、仮にこれが異なっていた場合はその限りではない、新たに考えなければいけないということでよろしかったでしょうか。

○児玉座長　申請時から摂取量、加工法等に変更がある場合には改めて審査が必要ということになっておりますので、その点は変わりございません。

そのほかの先生方でコメントや質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。ほかに御意見がなければ、①×②の掛け合わせ品種については、亜種レベル以上の交配でないこと、摂取量、食用部位、加工法に変更がないことが確認できれば、基本的には親系統の評価の際に既に安全性の確認が終了していることを前提として、遺伝子組換え食品等専門調査会の審議を経ることなく食品健康影響評価を行うこ

とを専門調査会の結論としたいと思います。

それでは、この方針について御賛同いただける方は意思表示、丸とか同意とかの表示をお願いいたします。

（同意の意思表示あり）

○児玉座長　ありがとうございました。

それでは、全員の意思表示が賛同ということで得られましたので、本方針をこの専門調査会の結論ということにいたしたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○飯塚課長補佐　ありがとうございました。

①×②の掛け合わせの品種についての御議論いただきまして、簡素化した食品健康影響評価を行うことができるということで、専門調査会での審議ではなく、食品健康影響評価を行うことができるとの見解をいただきました。この見解に沿いまして必要な文書の作成などを行いまして、手続を進めてまいりたいと思っております。

○児玉座長　ありがとうございました。

それでは、予定されていた議事については一通り御議論いただきました。

続きまして、議事（5）の「その他」ですが、事務局からほかにございますでしょうか。

○飯塚課長補佐　特にございません。

○児玉座長　ありがとうございました。

それでは、これで第269回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

山川先生、ありがとうございました。